

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目次

○福島県監査委員
監査公表一件

福島県監査委員

監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成27年9月18日

福島県監査委員 小 松 山 善 継
福島県監査委員 三 村 博 昭
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 尾 形 克 彦

- 1 監査実施期間 平成27年6月9日～平成27年8月21日
- 2 監査対象機関 公所49か所
- 3 監査の結果

監査は、原子力センターほか16機関については平成25会計年度及び平成26会計年度の財務に関する事務、会津地方振興局ほか31機関については平成26会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
会津地方振興局	平成27年8月20日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年7月9日 平成27年7月10日
相双地方振興局	平成27年8月20日	三村博昭	尾形克彦	実地監査	平成27年7月16日 平成27年7月17日
いわき地方振興局	平成27年8月21日	三村博昭	尾形克彦	実地監査	平成27年7月14日 平成27年7月15日

北海道事務所	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年5月20日
--------	-----------	-------	-------	------	------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
原子力センター	平成27年7月14日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月27日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県中保健福祉事務所	平成27年8月7日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年7月2日 平成27年7月3日
県南保健福祉事務所	平成27年7月23日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月18日 平成27年6月19日
会津保健福祉事務所	平成27年8月20日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月30日 平成27年7月1日
相双保健福祉事務所	平成27年7月22日	小松山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月2日 平成27年6月3日
衛生研究所	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年4月28日
環境医学研究所	平成27年8月3日	小松山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・生活保護費領収書などの関係書類を紛失したため、写しを証拠書類として前渡資金の精算を行っている。(県中保健福祉事務所)
- ・児童福祉施設入所費負担金の現年度分徴収率が県平均を下回り、かつ、前年度を下回っている。(県中保健福祉事務所)
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計で収入すべき返還金について、一般会計で収入しているものがある。(会津保健福祉事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北農林事務所	平成27年8月4日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月9日 平成27年6月10日
県中農林事務所	平成27年8月6日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月2日 平成27年6月3日
県南農林事務所	平成27年8月7日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月16日 平成27年6月17日
会津農林事務所	平成27年8月4日	小松山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月18日 平成27年6月19日
南会津農林事務所	平成27年8月11日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月4日 平成27年6月5日

相双農林事務所	平成27年8月6日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月11日 平成27年6月12日
いわき農林事務所	平成27年8月11日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月9日 平成27年6月10日
水産事務所	平成27年6月9日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年4月24日
水産試験場	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月21日
内水面水産試験場	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年5月15日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県南建設事務所	平成27年7月23日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年6月23日 平成27年6月24日
会津若松建設事務所	平成27年8月12日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月23日 平成27年6月24日
喜多方建設事務所	平成27年8月21日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年7月2日 平成27年7月3日
相双建設事務所	平成27年8月20日	三村 博昭	尾形 克彦	実地監査	平成27年7月2日 平成27年7月3日
富岡土木事務所	平成27年8月3日	小桧山善継	尾形 克彦	書面監査	平成27年6月30日 平成27年7月1日
相馬港湾建設事務所	平成27年8月12日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年6月9日 平成27年6月10日
小名浜港湾建設事務所	平成27年7月22日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年6月16日 平成27年6月17日
福島空港事務所	平成27年7月9日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年5月29日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・建物貸付料の調定時期が著しく遅延しているものがある。

「事実」

甲株式会社の年間建物貸付料278,177円について、平成26年4月1日付けで調定すべきところ平成27年3月30日に調定している。さらに、平成27年度分貸付料278,177円についても、職員調査日現在調定がなされていない。

「是正・改善等の意見」

歳入の調定に当たっては、関係規定に基づき適正な時期に行うこと。

(相双建設事務所)

- ・内部牽制が不完全であり、債権管理回収に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

株式会社甲の福島空港敷地使用に伴う年間使用料1件1,353,150円について、

組織としてのチェック体制が機能せず、収入未済となっていることを把握しないまま、督促など必要な措置を講じなかったため、納入は遅延し、平成26年10月10日となった。

「是正・改善等の意見」

事務の執行に当たっては、関係規程に基づき適正に事務処理を行うとともに、組織としての内部牽制が的確に行われるようチェック体制を確立すること。

(福島空港事務所)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 職員公舎入居料の調定期が遅延しているものがある。(県南建設事務所)
- ・ 平成23年度及び平成24年度に収入未済となった道路敷占用料の債権管理に適正を欠いている。(県南建設事務所)
- ・ 内部牽制体制が十分に機能していないため、高速道路使用料の取扱いなどの昨年度監査における口頭指導事項が改善されていないなど、事務の執行に適正を欠いているものがある。(会津若松建設事務所)
- ・ テレメータ装置修繕工事において、蓄電池の廃棄処分が設計書どおりに行われていない。(喜多方建設事務所)
- ・ 除雪作業中に損傷した信号機に係る修繕料の支出事務手続が適正を欠いている。(喜多方建設事務所)
- ・ 県道改築事業に係る水道事業者との協定に基づく負担金について、収入原因があった日から3か月近く遅延して収入調定を行っている。(富岡土木事務所)
- ・ 自動車の廃棄に伴う売払手続に適切でないものがある。(相馬港湾建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
県北教育事務所	平成27年7月14日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年6月11日
県中教育事務所	平成27年8月3日	三村 博昭	美馬武千代	書面監査	平成27年6月5日
県南教育事務所	平成27年7月10日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年6月5日
会津教育事務所	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月13日
郡山自然の家	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月12日
会津自然の家	平成27年7月15日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年5月15日
湖南高等学校	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月21日
耶麻農業高等学校	平成27年7月3日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月19日
西会津高等学校	平成27年7月7日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月20日
田島高等学校	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年5月21日
南会津高等学校	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年5月20日

只見高等学校	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月19日
--------	-----------	-------	-------	------	------------

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項
 ・重要物品であるボート4艇の所在が確認できず、管理に適正を欠いている。
 (湖南高等学校)
 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成27年6月10日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年4月28日
福島北警察署	平成27年8月3日	三村 博昭	尾形 克彦	書面監査	平成27年5月19日
郡山北警察署	平成27年7月10日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月13日
須賀川警察署	平成27年8月6日	小桧山善継	美馬武千代	実地監査	平成27年5月14日
白河警察署	平成27年8月3日	小桧山善継	美馬武千代	書面監査	平成27年5月26日
会津若松警察署	平成27年7月3日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月12日
いわき中央警察署	平成27年6月9日	小桧山善継	尾形 克彦	実地監査	平成27年4月24日
いわき東警察署	平成27年7月22日	三村 博昭	美馬武千代	実地監査	平成27年5月20日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
 指導事項
 ・原動機付自転車の売払代金に係る歳入科目に誤りがある。(白河警察署)
 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
 (監査総務課)

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した県公営企業に係る定期監査を執行した結果は、次のとおりです。

平成27年9月18日

福島県監査委員 小桧山 善 継
 福島県監査委員 三 村 博 昭
 福島県監査委員 美 馬 武千代
 福島県監査委員 尾 形 克 彦

監査対象機関 福島県企業局
 執行年月日 平成27年8月3日（実地監査）
 担当監査委員 小桧山 善 継
 美 馬 武千代

（工業用水道事業）

第1 決算及び財務の状況

平成26年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における工業用水道事業の業務運営の状況は、総給水量324,870,709m³で、前年度と比較して95,363m³（0.0%）増加している。

なお、当年度における建設改良事業については、中央監視制御設備更新工事などを実施している。

経営成績では、事業収益が2,613,639,819円に対し事業費用は2,450,766,902円で、当年度の純利益は162,872,917円となっており、前年度より123,953,435円損益が悪化した。これは主に営業費用に係る資産減耗費が前年度より145,373,496円増加したことなどによるものである。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

(地域開発事業)

第1 決算及び財務の状況

平成26年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

当年度における地域開発事業の実績は、白河複合型拠点において住宅用地315.01m²、西側業務用地5,923.86m²を分譲している。

当年度末における分譲率は、田村西部工業団地が94.5%、白河複合型拠点（造成済み）の工場用地がC工区80.6%、業務用地が50.1%、住宅用地が100%となっている。

また、当年度末における未分譲地の面積は、田村西部工業団地が35,001.61m²、白河複合型拠点（造成済み）の工場用地がC工区42,248.95m²、業務用地が44,221.61m²となっている。

経営成績については、事業収益557,176,104円に対し事業費用は5,054,759,231円で、当年度の純損失は4,497,583,127円となっており、損失額は前年度と比較して181,196,042円（3.9%）減少しているが、これは、新会計制度に基づく事業資産の低価法適用に伴う過年度棚卸資産評価損を計上したものの、前年度の損失額を下回ったことなどによるものである。

平成26年度末には、累積欠損金は18,639,968,197円に達し、企業債残高も16,098,905,607円に上るなど、極めて憂慮すべき状況である。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 福島県企業局いわき事業所

執行年月日 平成27年7月22日（実地監査）

担当監査委員 三村 博 昭

美馬 武千代

事業経営の状況

給水事業を行っているが、その事業管理の状況は適正であると認められる。

○ 指摘等事項

特に認められなかった。

監査対象機関 福島県病院局

執行年月日 平成27年8月3日（実地監査）

担当監査委員 三村 博 昭

尾形 克彦

(福島県立病院事業)

第1 決算及び財務の状況

平成26年度における決算及び財務の状況は、損益計算書、貸借対照表その他の財務諸表に適正に表示されており、財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められる。

第2 事業経営の状況

大野病院が東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い休止していることから、平成26年度当初において利用可能な施設は、3病院、許可病床数336床である。

平成26年度の患者数は、入院が延べ73,890人、外来が延べ94,459人で、前年度と比較して、入院は6,825人（8.5%）の減少、外来は10,459人（10.0%）の減少となった。その主な要因は、会津医療センターの開所に向けて、会津総合病院が平成25年5月で廃止されたことによるものである。

なお、現在稼働している矢吹病院、宮下病院及び南会津病院の3病院の平成26年度の患者数は、入院が前年度と比較して3,024人（3.9%）の減少、外来が前年度と比較して750人（0.8%）の減少となっており、外来は前年度とほぼ変わらない状況で推移

しているものの、平均在院日数の減などにより入院患者が減少している。

経営成績では、総収益6,840,882,473円に対し総費用が8,378,866,099円となった。その結果、純損失は1,537,983,626円で前年度と比較して882,148,856円（134.5%）増加している。純損失額が増加したのは、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したことなどにより669,926,547円を経常利益として計上したものの、遊休資産となっている旧会津総合病院の建物などを適正な帳簿価額とするために行った減損処理について、特別損失に1,283,510,427円計上したことなどによるものである。新会計制度以外の動きとしては、収益において、会津総合病院廃止に伴う入院・外来収益の減（299,852千円）、既存病院の患者数減による入院・外来収益の減（164,205千円）などがあり、費用において、会津総合病院廃止に伴う材料費・経費の減（493,335千円）、会津医療センター開所関係経費の減（230,732千円）などがある。

平成26年度において一般会計から繰り入れられた負担金及び補助金は、総額3,869,444,259円となっているが、これは前年度と比較して925,391,114円（19.3%）減少している。これは、企業債元金償還に伴う一般会計繰入金が、平成25年度で1,428,444,766円であったのに対し、平成26年度は588,587,827円となったことなどによるものである。

また、累積欠損金に係る動きとしては、平成25年度期末において28,219,660,325円であったが、新会計制度適用により平成26年度期首において、過年度未償却分242,491,828円を減価償却累計額へ計上するとともに、過年度長期前受金収益化分9,774,288,755円を累積欠損金圧縮のため充当したことから18,687,863,398円となった。加えて、平成27年3月に7,599,149,638円の資本金の減資を行い累積欠損金圧縮のため充当したことから11,088,713,760円となったが、平成26年度の純損失1,537,983,626円を加えた累積欠損金は12,626,697,386円となった。

（病院局）

事業収支

（単位 円）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
事業収益	1,215,452,892	1,051,253,999	164,198,893
事業費用	2,673,417,671	1,188,825,961	1,484,591,710
純 損 益	△1,457,964,779	△137,571,962	△1,320,392,817

平成26年度の収支は、新会計制度適用により遊休資産となっている旧会津総合病院の建物部分の減額などを特別損失に約12億円計上したことにより、費用が2,673,417,671円で前年度と比較して1,484,591,710円（124.9%）増加するとともに、長期前受金戻入などの収益増により、収益が1,215,452,892円で前年度と比較して164,198,893円（15.6%）増加したことから、純損失は1,457,964,779円と前年度と比較して1,320,392,817円（959.8%）増加した。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・新地方公営企業会計制度の本格適用に当たり、会計経理に適正を欠いているものがある。
- ・費用及び負債の会計処理に適正を欠いているものがある。

監査対象公所 県立矢吹病院

執行年月日 平成27年7月9日（実地監査）

担当監査委員 小 桧 山 善 継
尾 形 克 彦

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

（単位 人）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
入 院	46,673	49,071	△2,398

外 来	14,762	14,804	△ 42
-----	--------	--------	------

2 事業収支

(単位 円)

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
事業収益	1,729,532,359	1,739,116,293	△ 9,583,934
事業費用	1,769,247,334	1,739,210,587	30,036,747
純 損 益	△ 39,714,975	△ 94,294	△ 39,620,681

第2 経営管理の状況

平成26年度の利用状況は、入院患者数延べ46,673人、外来患者数延べ14,762人であり、前年度と比較して入院は2,398人（4.9%）、外来は42人（0.3%）とともに減少した。入院患者減少の要因は、早期退院及び地域生活移行の取組によるものであり、外来患者減少の要因は、デイケアの減少によるものである。

事業収支は、費用が1,769,247,334円と前年度と比較して30,036,747円（1.7%）増加し、収益が1,729,532,359円で前年度と比較して9,583,934円（0.6%）減少したため、純損失は39,714,975円と前年度と比較して39,620,681円（42,018.2%）増加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた精神病院増こう経費負担金を除いた実質の純損失は640,468,777円で、前年度と比較すると損失額は50,828,802円増加している。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・事務事業の執行に適切を欠き、事務手続が適正でないものがある。

監査対象公所 県立宮下病院

執行年月日 平成27年7月15日（実地監査）

担当監査委員 小松山 善 継

尾形 克彦

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

(単位 人)

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
入 院	6,302	4,210	2,092
外 来	15,276	15,013	263

2 事業収支

(単位 円)

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
事業収益	665,472,799	641,670,428	23,802,371
事業費用	673,593,193	642,274,856	31,318,337
純 損 益	△ 8,120,394	△ 604,428	△ 7,515,966

第2 経営管理の状況

平成26年度の利用状況は、入院患者数延べ6,302人、外来患者数延べ15,276人で、前年度と比較して、入院は2,092人（49.7%）、外来は263人（1.8%）とともに増加した。入院及び外来患者増加の要因は、平成26年4月から常勤内科医3名体制から4名体制としたことなどによるものである。

事業収支においては、収益が665,472,799円で前年度と比較して23,802,371円（3.7%）増加したものの、費用が673,593,193円と前年度と比較して31,318,337円（4.9%）増加したため、純損失は8,120,394円と前年度と比較して7,515,966円（1,243.5%）増

加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は251,028,157円で前年度と比較して、42,848,689円の減少となっている。主な要因は、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したためである。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・病院の防火体制に係る関係機関への届出事務について不適切なものがある。

「事実」

関係機関に届出が必要とされる防火管理者選任（解任）及び消防計画作成（変更）について、関係機関などからの指導があったにも関わらず事務手続がなされていない。

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・収入に係る事務について適正を欠いているものがある。
- ・職員公舎の使用承認に係る事務手続などに適正を欠いているものがある。

監査対象公所 県立南会津病院

執行年月日 平成27年7月7日（実地監査）

担当監査委員 三村 博 昭

美馬 武千代

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

（単位 人）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
入 院	20,915	23,633	△2,718
外 来	64,421	65,392	△971

2 事業収支

（単位 円）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
事業収益	2,341,206,428	2,180,428,473	160,777,955
事業費用	2,350,006,830	2,182,645,426	167,361,404
純 損 益	△8,800,402	△2,216,953	△6,583,449

第2 経営管理の状況

平成26年度の利用状況は、入院患者数延べ20,915人、外来患者数延べ64,421人で、前年度と比較して入院は2,718人（11.5%）、外来は971人（1.5%）とともに減少した。入院患者減少の要因は内科の在院日数の減と整形外科での常勤麻酔科医不在による手術件数の減などによるものであり、外来患者減少の要因は外科、産婦人科及び眼科での新患の減などによるものである。

事業収支は、収益が2,341,206,428円で前年度と比較して160,777,955円（7.4%）増加したものの、費用が2,350,006,830円で前年度と比較して167,361,404円（7.7%）増加したことから、純損失は8,800,402円と前年度と比較して6,583,449円（297.0%）増加した。主な要因は、新会計制度適用により固定資産の減損損失を計上したためである。

なお、一般会計から繰り入れられた不採算地区病院運営費負担金を除いた実質の純損失は378,797,821円で前年度と比較して、損失額は81,428,044円増加している。

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことが生じないよう適切な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 単身赴任手当の支給に適正を欠いているものがある。

「事実」

平成26年4月1日付け新規採用された職員Aに対して、単身赴任手当の支給対象外職員であるにも関わらず、当該手当を平成26年5月から平成27年3月までの11か月間、総額319,000円を誤謬支給している。

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 過年度医業未収金（個人）の管理及び回収に適切でないものがある。

監査対象公所 県立大野病院

執行年月日 平成27年8月3日（書面監査）

担当監査委員 小松山 善 継

尾 形 克 彦

第1 事業経営の状況

1 取扱患者数

（単位 人）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
入 院	0	0	0
外 来	0	0	0

2 事業収支

（単位 円）

区分 \ 年度	平成26年度	平成25年度	増 減
事 業 収 益	889,217,995	598,295,342	290,922,653
事 業 費 用	912,601,071	863,781,791	48,819,280
純 損 益	△23,383,076	△265,486,449	242,103,373

第2 経営管理の状況

当病院は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年3月12日から休止となっていることから、入院及び外来の実績はない。

事業収支について収益は、原子力損害賠償請求による賠償金が主なものであり、889,217,995円で前年度と比較して290,922,653円（48.6%）増加した。費用は、人件費が主なものであり、912,601,071円と前年度と比較して48,819,280円（5.7%）増加した。この結果、純損失は23,383,076円となり前年度と比較して242,103,373円の減少となった。主な要因は、新会計制度適用により償却資産の取得に係る企業債の元金償還に要する資金に充てるための一般会計繰入金に相当する額を長期前受金戻入として収益計上したためである。

- 指摘等事項

特に認められなかった。

（監査総務課）